37　アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器(500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　アナログデジタル変換用の集積回路であって、全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　分解能が８ビット以上のもの
イ　零下54度より低い温度から125度を超える温度まで使用することができるように設計したもの
ウ　気密封止したもの
⑵　電気入力型のアナログデジタル変換用の組立品又はモジュールであって、次のアからウまでの全てに該当するもの
ア　分解能が８ビット以上のもの
イ　零下45度より低い温度から55度を超える温度まで使用することができるように設計したもの
ウ　⑴に該当する集積回路を組み込んだもの
38　振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置又は風洞の部分品であって、次のいずれかに該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は４に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）
ア　デジタル制御方式の振動試験装置であって、次の㋐及び㋑に該当するもの
㋐　試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のものであって、20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下のいずれの周波数においても加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの
㋑　フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの
イ　振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
㋐　アに該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、５キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの
㋑　アに該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上のもの
㋒　アに該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が50キロニュートン以上となる振動を発生させるために２台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの
⑵　マッハ数が0.9以上の速度の状態を作ることができる空気力学試験装置（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、３に該当する無人航空機又は４に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限り、マッハ数が３以下で、かつ、測定部断面の長さが250ミリメートル以下の風洞を除く。）
⑶　燃焼試験装置であって、推力が68キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に３軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は４に該当する物資の開発若しくは試験に用いることができるものに限る。）
⑷　飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であって、次のア及びイに該当するもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、３に該当する無人航空機又は４に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）
ア　高度が15,000メートル以上の状態又は零下50度以上125度以下の全ての温度範囲の状態をシミュレートすることができるもの
イ　周波数範囲が20ヘルツ以上2,000ヘルツ以下で、かつ、試験体がない状態における加速度の実効値が98メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの（加振力が５キロニュートン以上のものに限る。）又は基準音圧が20マイクロパスカルの場合の音圧レベルが140デシベル以上の音を発生させることができるもの若しくは定格の音響出力の合計が４キロワット以上のもの
⑸　電子加速器であって、２メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によって電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものを除き、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は４に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）
⑹　風洞に使用することができる天秤、熱流計測装置又は気流制御装置
39　500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット、４⑴に該当する物資（500キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又は同⑵に該当する貨物を設計するためのハイブリッド電子計算機（ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資を設計するために設計したプログラムを有するものに限る。）
40　電波、音波（超音波を含む。）若しくは光（紫外線及び赤外線に限る。）の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、３に該当する無人航空機若しくは４に該当する物資に使用することができるもの又はこれらの試験装置
41　集積回路、探知装置又はレードーム（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　全吸収線量がシリコン換算で50万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計した集積回路であって、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの
⑵　ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために設計した探知装置
⑶　50キロパスカルを超える圧力において１平方メートル当たり4,184キロジュールを超える熱衝撃に耐えることができるように設計したレードームであって、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの
42　パイロ弁
43　リング形磁石（別表第１に掲げるもの及び家庭用電気機械器具又は自動車用に設計したものを除く。）
44　シート状又はストリップ状の磁性合金であって、次の⑴及び⑵に該当するもの（別表第１に掲げるものを除く。）
⑴　厚さが0.05ミリメートル以下のもの又は高さが25ミリメートル以下のもの
⑵　次のいずれかの材料で構成されるもの
ア　鉄、クロム及びコバルト
イ　鉄、コバルト及びバナジウム
ウ　鉄、クロム、コバルト及びバナジウム
エ　鉄及びクロム